

自立支援教育訓練給付金事業のご案内

ひとり親家庭（20歳未満の子を扶養している世帯）の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。

ご希望の方は松江市役所子育て給付課へ必ず受講前に相談してください。

事前相談をしないで受講した場合は、原則として給付金は支給されません。

対象者

次のすべての条件を満たす方が対象です。

- ① 松江市に住所を有しており、自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定支援を受けていること
- ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くために必要と認められること
- ③ 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

対象となる講座

雇用保険法の教育訓練給付の指定講座 ※対象講座はお近くのハローワークまたは厚生労働省ホームページ『厚生労働大臣指定教育訓練講座』をご覧ください。

対象講座一覧 URL : https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza



支給額

- ① <雇用保険法の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方>
→ 対象講座の受講料の60%相当額（上限20万円）
- ② <雇用保険法の専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない方>
→ 対象講座の受講料の60%相当額（上限40万円×修学年数 最大160万円）
※准看護師から看護師の養成機関に進学する場合は（上限40万円×5年 最大200万円）
※令和6年8月30日以降に講座指定を受けた方で、訓練修了後1年以内に資格取得し、その資格を生かした就職等をした場合は、受講料の25%を追加支給します
（通常支給分60%+追加支給分25%=受講料の最大85%分を支給）
- ③ <雇用保険法の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という）の支給を受けることができる方>
→ ①又は②に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

※①～③のいずれも金額が12,000円を超えない場合は支給されません。また、受講に必須でない補助教材費、補修受講料、受講のための交通費やパソコン等購入費、検定試験の受験料等は補助の対象となりません。

支給までの流れ

事前相談

受講前にあらかじめご相談ください。
育児・就労状況について詳しくお伺いします

受講対象講座 指定申請

対象講座の確認のため受講前に申請をしてください。

<提出書類>

- ・自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書
- ・戸籍謄本（母または父、及び子）※マイナンバー提出者は省略可
- ・教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワークで発行されたもの）

講座指定

審査後に「受講対象講座指定通知書」を送付します。
支給申請の際に必要ですので、保管しておいてください。

講座受講

支給申請

受講修了日（分割支給対象者は支給単位期間末日）から
起算して30日以内に申請してください。

（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、支給額が確定した日から起算して30日以内）

※令和6年9月以降の申請分から、専門実践教育訓練受講者のうち、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない方については、支給単位期間（6か月）ごとの分割支給になりました。
（6か月ごとの支給申請が必要です）

<提出書類>

- ・自立支援教育訓練給付金支給申請書
- ・戸籍謄本（母または父、及び子）※マイナンバー提出者は省略可
- ・教育訓練修了証明書（分割支給申請時は受講証明書）
- ・領収書
- ・受講対象講座指定通知書
- ・教育訓練給付金支給・不支給決定通知書
（ハローワークで発行されたもの）

支給決定通知書を送付します。
決定通知送付後およそ2週間後に振込みます。

支給決定・ 給付金支給

専門実践教育訓練の指定講座を受けている方で、修了後1年以内に資格取得し就職等した方が給付金の追加支給を受ける場合は、就職等した日から30日以内に追加支給申請が必要です。
詳しくはお問い合わせください。

追加支給

※該当者のみ

お問い合わせ先